

雇用保険マルチジョブホルダー制度

従来の雇用保険制度は、主たる事業所での労働条件が週所定労働時間 20 時間以上かつ 31 日以上の雇用見込み等の適用要件を満たす場合に適用されます。これに対し、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する 65 歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して以下の適用対象者の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることのできる制度です。2022 年 1 月 1 日から施行されます。

制度の適用対象者

マルチ高年齢被保険者となるには、労働者が以下の要件をすべて満たすことが必要です。

- 1 複数の事業所に雇用される 65 歳以上の労働者であること
- 2 2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上 20 時間未満）の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20 時間以上であること
- 3 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31 日以上であること

65 歳以上



2つ以上の
事業所で雇用

事業所1	15時間/週
事業所2	8時間/週
事業所3	6時間/週

うち2つの事業所での労働時間

合計	週所定労働時間20時間以上 かつ それぞれの事業所で31 日以上雇用見込みあり
----	---

※ 上記の1と2の事業所で雇用保険の適用を受けた場合、2を離職しても、1と3の労働時間が週 20 時間以上あるため、1と2で喪失に係る届出後、改めて1と3の雇入に係る届出が必要です。

制度の留意点

- 雇用保険マルチジョブホルダー制度の場合、雇用保険の適用には「本人の申出」が必要です。
- 加入後の取扱いは通常の雇用保険の被保険者と同様で、任意脱退はできません。
- 通常、雇用保険資格の取得・喪失手続は、事業主が行いますが、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、マルチ高年齢被保険者としての適用を希望する本人が手続を行う必要があります。
- 事業主は、本人からの依頼に基づき、手続に必要な証明（雇用の事実や所定労働時間など）を行ってください。これを受けて、本人が適用を受ける2社の必要書類を揃えてハローワークに申し出ます。

失業した場合の給付

マルチ高年齢被保険者であった方が失業した場合※1には、一定の要件※2を満たせば、高年齢求職者給付金を一時金で受給することができます。給付額は、原則として、離職の日以前の6か月に支払われた賃金の合計※3を180で割って算出した金額（賃金日額）のおよそ5割～8割となる「基本手当日額」の30日分または50日分です。

※1 2つの事業所のうち1つの事業所のみを離職した場合でも受給することができます。ただし、上記2つの事業所以外の事業所で就労をしており、離職していないもう1つの事業所と当該3つ目の事業所を併せて、マルチ高年齢被保険者の要件を満たす場合は、被保険者期間が継続されるため、受給することができません。

※2 離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上あること等の要件があります。

※3 2つの事業所のうち1つの事業所のみを離職した場合は、離職していない事業所の賃金は含めません。

※4 そのほか、育児休業給付・介護休業給付・教育訓練給付等も対象になります。